再意見書

西相制第56号

平成 22 年 8 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ご

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年6月29日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

- 既設屋内配線の転用に係る平成 22 年度の工事費等の設定 -

平成22年8月24日西日本電信電話株式会社

| 区分 | 他事業者樣意見 | 当社意見 |
|--------|----------------------------|-------------------------------|
| 光屋内配線の | 現在、メタル回線の屋内配線についてはユーザーへ無償 | 本意見は、メタルの屋内配線の利用における当社とお客様の |
| ユーザーへの | での譲渡が可能となっていますが、ユーザー利便向上の観 | 契約内容に関するものであり、今回の接続約款変更に係る申請 |
| 無償譲渡につ | 点から、光屋内配線についてもユーザーの要望に応じて無 | 内容とは関係のないものと考えます。 |
| いて | 償譲渡するスキームを早期に実現すべきと考えます。 | なお、当社がメタル屋内配線を構築する場合については、屋 |
| | 【KDDI株式会社】 | 内配線工事費をお客様にご負担頂いているため、「ユーザーへ |
| | | 無償での譲渡が可能」とのご指摘はあたらないものと考えます。 |
| 既設屋内配線 | 今回の申請案において、利用権を持つ事業者から光屋内 | 光屋内配線に係る工事費については新設時、転用時それぞれ |
| の再転用時の | 配線を再転用する場合にNTT東・西が支払う費用は一律 | の工事実態に即した料金の設定を行い、当社利用部門において |
| 事業者間精算 | 料金となっていますが、事業者が光屋内配線を調達する場 | も他事業者様と同様に負担しております。 |
| について | 合に支払う費用は新設工事と転用工事によって異なるた | 既設設備負担額(転用料金)については、現在、個々の光屋 |
| | め、新設の比率が高い事業者は取引上、不利となります。 | 内配線設備毎に使用年数や設置の経緯を管理・把握しておらず、 |
| | 従って、公正競争を確保する観点から、認可後の運用実績 | 仮に個々の設備の使用年数に応じた料金を設定することとした |
| | を踏まえて、事業者毎の平均支払額に多大な差が生じる場 | 場合、当該設備を管理・運用するために多大な費用や稼動が生 |
| | 合は、転用スキームについて、今後、適時適切な見直しを | じることから、他事業者様のご利用分を含めた光屋内配線全体 |
| | 検討して頂きたいと考えます。 | の残価率を用いた一律料金を設定しているものです。 |
| | 【KDDI株式会社】 | |
| | なお、今回申請された転用料金については毎年、設備の | 既設設備負担額(転用料金)については、毎年度の償却状況を |
| | 償却状況を反映した見直しを継続するものと理解してい | 反映した金額とする考えです。 |
| | ます。 | |
| | 【KDDI株式会社】 | |

| 区分 | 他事業者樣意見 | 当社意見 |
|--------|----------------------------|------------------------------|
| 既設屋内配線 | 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に | 当社としても、光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニュー |
| 転用時に宅内 | 宅内工事を必要としないため、NTT東日本が今回申請し | について検討をしていく考えです。 |
| 工事を行わな | た宅内工事を行わないメニューについては、NTT西日本 | |
| いメニューの | もメニュー化を早期に実現すべきです。これにより、サー | |
| 追加について | ビス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、 | |
| | ユーザーの利便性向上に寄与できるようにすべきと考え | |
| | ます。 | |
| | 【KDDI株式会社】 | |